

横根平子のまちづくり通信

2013年10月発行

vol.4

横根平子のまちづくりを考える会

「まちづくりって誰の為にするんでしょう?」もちろん住民の為にですが、私達はその中でも「子ども」のことを考えます。未来を担う子ども達にとってどんなまちが最適なのか?今回からシリーズで考えます(掲載は不定期です)。また、11月に迫った税金勉強会情報も見!質問募集中です。

私たちのまちは、こんなまち

自然が僕らを育ててくれる!-まちづくりで、子は育つ①-

どんぐりに見入るその姿

「今の子は外で遊ばない、忙しい、家でゲームばかり」確かにそうかもしれません。でも、外に出れば横根平子には自然の遊び場がいっぱい。小さな子はしゃがみ込んで足元のどんぐりを見つめ、小学生は探検ごっこに興じます。その目のキラキラしたこと!



虫や木々が教えてくれること

精巧な虫の触角、木漏れ日、鳥の声、草いきれ、そんな世界の美しさや不思議さを子ども達は体中で感じ取っています。そしてそれは、豊かな感性や情緒、生きる喜びや揺るぎなきを育てるのではないのでしょうか。思い出してください。野山を駆け回った子ども時代、自然は脅威であると同時に大きく優しく、生きる上で大切なことを教えてくれたはずですよ。



大府でも貴重な里山

横根平子は生い茂る木々と人々が共存する里山です。遠くの山へ森林浴に行かなくても、身近に気持ちのいい自然がある。大府市内でもこのような場所は貴重になってきました。情報化社会の中で、子ども達の環境もめまぐるしく変化する時代。疲れているなど感じたら一緒にまちを散策してみてください。子ども達にとって本当に必要なのは「生きる力を養うまちづくり」なのではないでしょうか。



秋の風が心地いいこの時期。

横根平子には秋の実りがそこかしこに。

12月1日(日)、自然を楽しむイベントで会いましょう!

子どもも大人もわいわい楽しく土に触れ、風を感じ、鳥や虫の声を聞く...そんなイベントを企画中。詳細は次号やHPでもお知らせします。

まちづくりは、今

シリーズ区画整理② 土地区画整理法とは?

区画整理の根拠になる法律が「土地区画整理法」です。ここでは基本の「目的」と「定義」を簡単にご紹介します(内容は抜粋しています)。

第1条(目的) この法律は土地区画整理事業に関し、
※①その施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項を規定することにより、健全な市街地の造成を図り、もって**公共の福祉の増進に資する**ことを目的とする。

Point! 区画整理は誰がどうやって行つか、費用の負担はどうするかなどのルールが書いてある法律です。

※①区画整理の施行者の種類

- 個人施行
- 組合施行
↑横根平子地区の場合はこちら。土地所有者・借地権者7人以上が組合をつくり区画整理を行うものです。
- 自治体施行 など

第2条(定義) 都市計画区域内の土地について、※②公共施設の整備改善及び※③宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従って行われる**土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業**をいう。

Point! 区画整理とは、土地を入れ替えたり合わせたりすることです。

※②公共施設の種類

- 道路 公園 広場 河川
- 水路 堤防 護岸 緑地
- など
学校・官公庁等は含まれません。

※③宅地の種類

- 住宅地 農地 山林
- この法律では、農地や山林も宅地と言います。

※②道路・公園・広場・河川・水路・堤防・護岸・緑地などのこと。(学校・官公庁等は含まれません。)

※③国又は地方公共団体の所有する公共施設以外の土地。つまり「住宅用の土地」だけでなく、農地も山林もこの法律では「宅地」といいます。

大府市出前講座「税の基礎知識」

講師：大府市税務課職員

日時／11月10日(日)14:00～16:00 場所／横根公民館

土地に関する税の基礎知識や、区画整理で税金がどうなるのかについて、学習会を開催します。質問も募集中(下記までご連絡ください。当日も質疑応答時間は設けます)。どなたでもご参加ください!

例えば

- Q: 土地に関する税金ってどんなものがあるの?
- Q: 固定資産税はどうやって決めるの?
- Q: 区画整理をしたら税金はどうなるの?
- Q: 区画整理によって周辺地区の土地の税金はどうなるの?

日頃の素朴な疑問を気軽に聞けるチャンスです!

問い合わせ先
横根町平子

鷹羽 0562-46-4380
加納 0562-47-2595

<http://yokonehirako.jimdo.com/>

横根平子のまちづくりを考える会

検索